

注意

これらは ハラスメントに 該当します

相手に危害を加えたり、脅すつもりがなくとも、
相手が脅威・不快に感じれば、それはハラスメントに該当します。

身体的暴力



物を
投げる



つばを
吐く



体や物に
危害を
与える

精神的暴力



大声で
怒鳴る
威圧的な
態度



理不尽な
要求



長時間
拘束する

セクハラ



身体を
触る



いやらしい
話をする



つきまとう

参考：令和2年度千葉市カスタマーハラスメントに関する実態調査

過去3年間に利用者及びそのご家族からハラスメントを受けたことがある人の割合

	訪問系	通所系	入所系	全体
本人から	62.1%	57.5%	57.1%	59.0%
家族から	50.9%	45.0%	42.9%	46.2%

約半数の介護サービス事業者が、何らかのハラスメントを受けていると回答しています。